
プロジェクト **収益認識**

項目 **注記事項の検討-個別財務諸表における取扱い**

これまでの経緯と本資料の目的

1. 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識会計基準」という。)第 99 項において、収益認識会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、連結財務諸表に関する方針を定めたうえで、個別財務諸表における取扱いについて審議がされ、会計処理については、基本的には、連結財務諸表と個別財務諸表において同一の定めとしている。
2. 本資料では、収益認識会計基準及び企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(以下「収益認識適用指針」という。)(以下合わせて「収益認識会計基準等」という。)の注記事項について、連結財務諸表を作成している企業の個別財務諸表における取扱いを検討することを目的としている。

事務局提案の要約

3. 連結財務諸表を作成している企業の個別財務諸表における収益認識の注記事項については、連結財務諸表と個別財務諸表で同じ定めとすることをご提案している。
4. なお、多様な意見が存在することが予想されるため、公開草案における質問事項として関係者から情報を募ることが考えられる。

論点の概要

(これまでの会計基準の個別財務諸表における取扱い)

5. これまで ASBJ においては、原則として、開発された会計基準が連結財務諸表と個別財務諸表の両方に同様に適用されるものとして開発されてきており、連結財務諸表と個別財務諸表で異なる取扱いを定めているものは、以下のようなものに限定される¹。

¹ 2016 年 8 月に公表した中期運営方針では、「これまで当委員会では、原則として、開発された会計基準が連結財務諸表と単体財務諸表の両方に同様に適用されるものとして開発してきており、今後も、その方針に変わりはない。ただし、単体財務諸表においては、関連諸法規

(1) 包括利益の表示

(2) 退職給付会計における未認識項目に関する取扱い

6. 一般に、財務諸表の注記には、財務諸表本表を補足する情報又は財務諸表本表に追加する情報が記載されると考えられる。財務諸表は、財務諸表本表と注記の両方をもって財務諸表利用者に有用な情報を示すものであると考えられることから、注記に関する定めを開発する場合でも、その観点からは、原則として、連結財務諸表と個別財務諸表では同じ取扱いをすることが望ましいと考えられる。しかしながら、日本基準では、これまで費用対効果等の理由により、以下のとおり、連結財務諸表と個別財務諸表で異なる取扱いを定めている会計基準等がある。
7. 例えば、次の注記事項については、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない旨が定められている。

注記事項	会計基準等
金融商品に関する注記	企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」第 40-2 項 企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第 3 項、第 4 項及び第 5-2 項
関連当事者との取引に関する注記	企業会計基準第 11 号「関連当事者の開示に関する会計基準」第 4 項
確定給付制度に基づく退職給付に関する注記	企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」第 30 項
確定拠出制度に基づく退職給付に関する注記	企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」第 32-2 項
セグメント情報等の注記	企業会計基準第 17 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」第 3 項
賃貸等不動産に関する注記	企業会計基準第 20 号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」第 3 項

8. また、例えば、次の注記事項については、連結財務諸表における注記と個別財務諸表における注記が同じとなる場合には、個別財務諸表においては、連結財務諸表に当該注記がある旨の記載をもって代えることができる旨が定められている。

等の利害調整に関係することが連結財務諸表よりも多いと考えられるため、個々の会計基準の開発においては、これらを考慮の対象とし検討を行う。」としている。現在、中期運営方針の改正に関する審議が行われているが、この方針は変えない方向で事務局提案が行われている。

注記事項	会計基準等
取得とされた企業結合の注記事項	企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」第 49 項及び第 49-2 項
共通支配下の取引等に係る注記事項	企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」第 52 項
共同支配投資企業における注記事項	企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」第 54 項
事業分離の注記事項	企業会計基準第 7 号「事業分離等に関する会計基準」第 28 項
会計方針の変更に関する注記	企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第 10 項及び第 11 項
表示方法の変更に関する注記	企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第 16 項

9. 以下では、収益認識会計基準の注記における連結財務諸表を作成している企業の個別財務諸表における取扱いを検討している。

(分析)

10. 以下では、有用性とコストの観点から検討を行っている。

有用性の観点からの検討

11. 収益認識会計基準における注記は、収益の分解情報、収益を理解するための基礎となる情報並びに当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報について開示することを求める方向で議論が進められている。これらの注記は、損益計算書のトップラインを補足するものであり、財務諸表の利用者のニーズは特に高いものと考えられる。

このため、収益認識会計基準における注記は、会計方針の開示と同様、連結財務諸表か個別財務諸表かにかかわらず、財務諸表利用者が財務諸表を理解するために特に必要な情報であると考えられる。

12. 収益認識会計基準の注記の開示は、開示目的に照らして開示対象となる項目を識別する方向性で検討が進められているが、仮に個別財務諸表にも同様に適用することとした場合、同一の企業又は企業グループであっても、連結財務諸表と個別財務諸表とでは、識別される項目が異なることも考えられる。

したがって、この観点からは、個別財務諸表における注記を省略した場合、個別財務諸表の有用性が低下するものと考えられる。

13. 以上を踏まえると、収益認識会計基準における注記は、財務諸表を理解するうえで有用性の高い情報であると考えられるため、連結財務諸表と個別財務諸表で異なる取扱いをすべきものではないと考えられる。

コストの観点からの検討

14. 収益認識会計基準における注記は、企業の事業モデルが大きく変わらない状況においては、開示目的を検討することにより識別される開示項目は、事業年度ごとに大きく変わるものでもないと考えられる。
15. また、連結財務諸表における注記を作成する過程で個別財務諸表のデータも収集していることが想定される。
16. ただし、個別財務諸表において注記を求めた場合、開示書類の作成について相当程度のコストがかかるものと考えられる。

有用性とコストの比較

17. 個別財務諸表に関する注記は、本資料の第 16 項に記載したように、作成コストが相当程度かかる可能性があると考えられる。
18. しかしながら、本資料の第 13 項に記載したとおり、収益認識会計基準における注記は、財務諸表利用者が財務諸表を理解するうえで有用性の高い情報であると考えられる。
19. したがって、連結財務諸表か個別財務諸表かにかかわらず、必要な開示であると考えられるため、連結財務諸表と個別財務諸表で同じ定めとすることが適切と考えられる。

ASBJ 事務局の提案

20. 以上を踏まえ、連結財務諸表を作成している企業の個別財務諸表における収益認識の注記事項について、連結財務諸表と個別財務諸表で同じ定めとすることが適切と考えられるかどうか。
21. なお、多様な意見が存在することが予想されるため、公開草案における質問事項として関係者から情報を募ることが考えられる。

ディスカッション・ポイント

個別財務諸表における取扱いに関する事務局の提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以 上